

# 包括的な輸入・販売禁止制度

(平成14年法律第104号[議員立法]、平成14年9月7日施行)

一部の輸入食品について違反が相次いで発見されたことから、検査の結果違反が見つからなければ輸入・販売を禁止できないそれまでの仕組みに加え、厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止できる仕組みを導入。

## 検討開始

以下のいずれかの場合、検討開始

### 違反食品が相当数発見( )

輸入食品については、検査命令開始後、直近60件の違反率5%以上の場合

または

健康被害の発生( )

または

食品を汚染する恐れがある事態が発生  
(原子力発電所事故による大規模な放射能汚染等)

国産食品については、原因不明等により、他の規定による措置を講ずることが出来ない場合に限る。

生産地・製造地等における食品衛生上の  
管理状況の調査・検討

人の健康を損なうおそれの程度等  
を総合的に勘案

食品衛生上の危害の発生を防止するため  
特に必要があると認められる場合

関係行政機関の長の協議

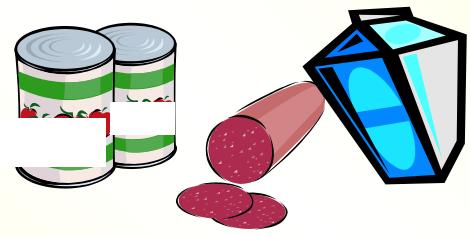
薬事・食品衛生審議会の意見

輸入販売を禁止

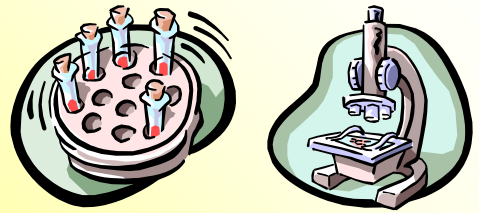
# 総合衛生管理製造過程(HACCP)の更新制の導入

～衛生管理の従来の方式と総合衛生管理製造過程(HACCP)方式の比較～

## 従来方式



## 最終製品



細菌試験  
化学分析  
官能試験  
異物試験

## HACCP方式



総合衛生管理製造過程とは、高度な衛生管理であるハサップの概念を取り入れた衛生管理であり、営業者による食品の安全確保に向けた自主管理を促す仕組み。

しかしながら、近年、総合衛生管理製造過程承認施設において、重大な食中毒事件等を引き起こした事例が発生

### 食品衛生法の改正内容

厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認に更新制を導入(第14条関係)

**公布後9か月以内施行**

総合衛生管理製造過程承認施設について、**食品衛生管理者の設置を義務化**(第48条第1項関係)

**公布後3か月以内施行**

# 食品衛生管理者の責務の追加

(第48条関係)

食品衛生管理者について、自主管理・法令遵守の促進の観点から、責務を追加  
現在、食品衛生管理者の設置が不要とされている総合衛生管理製造過程(HACCP)承認施設に  
ついても、設置を義務化

## 食品衛生管理者

食品衛生管理者は、営業者による  
法令遵守及び食品衛生上の危害の  
発生の防止のため、当該施設におけ  
る食品衛生に関する事項について、  
必要な注意をする。

**食品衛生管理者は、営業者に対して必要な意見を述べなければならない。  
営業者は、食品衛生管理者の意見を尊重しなければならない。**

食品衛生管理者の養成施設・講習  
会について、指定制度から登録制度  
に改める。 **公布後9か月以内施行**

## 営業者

総合衛生管理製造過程承認施設  
について、食品衛生管理者の設置も  
義務化する。

**食品の安全性の確保のため、事業者による自主管理を促進**

# 罰則の強化

公布後3か月以内施行

## 食品衛生法罰則（改正）

### 【改正前】

3年以下懲役、300万円以下罰金

・有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用

1年以下懲役、100万円以下罰金

・規格基準違反食品の販売等禁止

6月以下懲役、30万円以下罰金

・表示基準違反食品の販売等禁止  
・廃棄命令等違反、営業禁停止命令違反  
・施設基準違反、施設改善命令違反  
・医師の食中毒届出義務違反

30万円以下罰金

・臨検検査拒否、虚偽報告等

### 【改正後】

下線は改正点。

3年以下懲役、300万円以下罰金  
法人1億円以下の罰金

・有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用  
・廃棄命令等違反、営業禁停止命令違反

2年以下懲役、200万円以下罰金  
法人1億円以下の罰金（規格基準違反、  
表示基準違反等に限る）

・規格基準違反食品の販売等禁止  
・表示基準違反食品の販売等禁止

1年以下懲役、100万円以下罰金

・施設基準違反、施設改善命令違反  
・医師の食中毒届出義務違反

50万円以下罰金

・臨検検査拒否、虚偽報告等

## 健康増進法罰則（創設）

健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示を行った者が厚生労働大臣の是正命令に従わなかった時 6月以下懲役、100万円以下罰金

登録試験機関に関する罰則（例：職員等の秘密保持義務違反 1年以下懲役、100万円以下罰金）

## 食品の安全性の確保 約165億円

### 主な項目

#### 農薬等の残留基準策定の推進 約7億3千万円

残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止するポジティブリスト制の導入に向けた暫定的な残留基準の設定を推進

#### 食品添加物の安全性確認の徹底 約10億円

安全性の問題のあるものについては使用を禁止できる制度の導入に向けて、既存添加物の毒性試験等、安全性確認を促進

#### 輸入食品等の安全対策の強化 約16億4千万円

検疫所における輸入時検査を効果的に実施するため、検査対象品目群をきめ細かく設定する等の見直しにより、モニタリング検査の強化など安全対策を強化

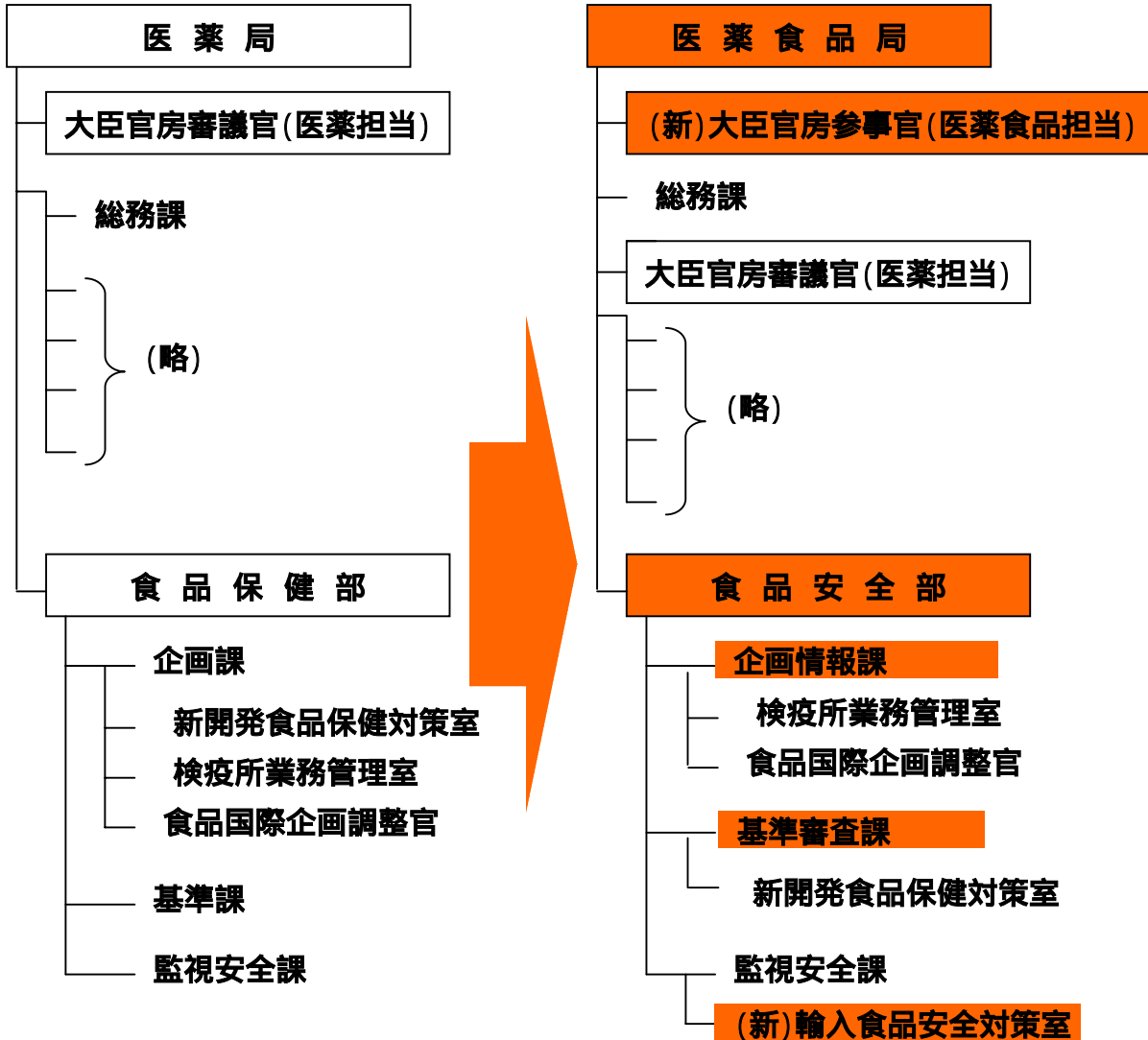
#### 健康食品等に関する安全性確保体制の充実 約7千万円

データベース化を図り、消費者等に対する情報提供等により、健康食品による健康被害を未然に防止

# 平成15年度食品保健関係組織改編について

「リスク管理」を担う厚生労働省としての組織体制を整備。

輸入食品の検査体制の強化等のため食品衛生監視員を10年間で103名増員。  
平成15年度においても15名を増員。(平成4年度165名 平成14年度268名 平成15年度283名)



「医薬局」を「医薬食品局」に、「食品保健部」を「食品安全部」に改称(平成15年7月)

食品保健部「企画課」を食品安全部「企画情報課」に改称(平成15年7月)

「大臣官房参事官(医薬食品担当)(リスクコミュニケーションも担当)」を設置(平成15年7月)

「輸入食品安全対策室」を平成15年4月に設置

# 食品衛生規制の見直しに関する御意見募集結果について

## 厚生労働省ホームページ上で「ご意見募集」を実施

平成14年11月11日より12月10日までの1ヶ月間にわたり、厚生労働省ホームページ上で「御意見募集」を実施。Eメール、FAX、手紙により、合計489件(消費者・消費者団体226件、事業者・事業者団体等263件)の御意見を頂いた。

## 消費者との意見交換会を開催

平成14年12月3日に東京、同年12月9日に大阪において消費者の方々との意見交換会を開催。  
(それぞれ厚生労働省からの説明約90分、質疑約180分)  
東京会場では177名の参加。全部で75の質問・御意見を頂いた。  
大阪会場では145名の参加。全部で66の質問・御意見を頂いた。

頂いた御意見について、類似したものを適宜集約の上で、御意見に対する当省の考え方について、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)上で公表中。

## 事業者への説明

平成14年12月5日(社)日本食品衛生協会主催の説明会などに参加。

## 自治体への説明

平成14年12月17日東京にて開催された自治体主催の説明会に参加。

## 内閣府、厚生労働省及び農林水産省合同説明会

食の安全・安心の確保に向けた今後の食品安全行政について、具体的な取組体制や施策の内容などを説明し、消費者、生産者、食品業界、地方自治体など関係者皆で考える意見交換会を地方厚生局ほかの協力の下、平成15年2月下旬～3月上旬にかけて全国各地(仙台、名古屋、熊本等)で開催。

現在、厚生労働省ホームページ上で食品の安全確保に向けた取り組みを  
公表中。

*<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>*

*<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>*